

平成11年 第4回沼田町議会定例会会議録 (3日目)

平成11年12月16日(目)

午後 1時12分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	久 保 寛	議 員
	2 番	野 道 夫	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	5 番	中 村 進	議 員	6 番	山 田 英 次	議 員
	7 番	橋 場 守	議 員	8 番	大 沼 恒 雄	議 員
	9 番	横 山 忠 男	議 員	10 番	山 木 一 男	議 員
11 番	谷 口 清 治	議 員		12 番	吉 田 俊 一	議 員
13 番	絵 内 勝 己	議 員		14 番	杉 本 邦 雄	議 員

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	篠 田 繁 彦 君
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	藤 間 武 君
財政課長	中 村 幸 雄 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	佐 藤 幸 一 君	健康福祉課長	松 田 剛 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園園長	清 水 勝 之 君
旭寿園園長	高 儀 博 幸 君	デイサービスセンター長	半 田 昭 雄 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 久 本 博 美 君 次 長 金 子 幸 保 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 野 原 耕 二 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 議事係長 浅 野 信 行 君

開 会 午後 1 時 1 2 分
(小西農業委員会長、山本教育委員長、岩寺監査委員、 欠席)

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）ご苦労様です。ただいま定足数に達しておりますので、これより、3日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番山田議員、11番谷口議員を指名致します。

○議長（吉田好宏議長）日程第2、議案第64号。平成11年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園長。

○和風園長（清水勝之園長）議案第64号。平成11年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について、平成11年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年12月14日提出。沼田町長名。別冊の平成11年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第2号の1頁をお開き戴きたいと存じます。

（以下別冊、平成11年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第2号朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番。

○8番（大沼恒雄議員）全般に歳出の関係を見させて頂くと、和風園の水道管。事務所関係の水回りの関係、園長かなり老朽化しているのか水の出が、あまり良い水が出ないということを知っているんですが、その辺の対処はどのように考えているのかちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（吉田好宏議長）和風園長。

○和風園長（清水勝之園長）築30年経っておりまして、一部手直した部分もあると思うんですが、今、ちょっと都合が悪い部分が2箇所ほどございます。利用者の方の関係ではないんですが、事務室の水道管と看護室といいますか、その水道管が特に月曜日、赤水が出るような状況になってございまして、そのままでは飲めないような状況でございま

すけれども、何分古いものですから水道管にしろ温水管にしろ、いじりますと次々と障害が出てきて、いまのところいじらないでそのまま置いてあるんですけども、特に不都合な事が、私どもも職場に参りましてから、あそこでは水は飲めないよというような事で申し送りをしているんですけども、まあ何時までもそういう事で放置しては置けないだろうと思いますので、早急に部分的な改善は急ぎたいようには思っています。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）職員2名を減らして、臨時職員を2名増やしたという事なんです、だいたい減った分と賃金で増えた分というのと約3分の1なんです。仕事は相当違うような仕事をするのかどうか、意地悪い聞き方なんですけど、仕事の内容はそんなに違うものですか。

○議長（吉田好宏議長）和風園長。

○和風園長（清水勝之園長）臨時職員の方に、責任ある仕事を任せるという訳にはいかない訳で、正職員とはそういう責任の度合いからいえば、多少は開きがあると思います。ただ、やっているそのもの事態は正職員とそれほど変わらないといえますか、そういう状態であります。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）一再ー 町長こういう事なんです、ようするに臨時職員というのは、責任持たせないといったって、事故起こしたらその人の責任になる訳なんだよね、ですから特に人の面倒を見ている仕事ですから、やはりこういう約3分の1のような、賃金ダウンという状況を、こういう不公平な事はあつてはならないと思うんです。是非なんとか善処する方法としては無いのでしょうか。例えば、積みたて金が695万6千円増えたという事などありまして、まあ今2人の人を増やすという事は、まだ前から使っている臨時の人も待遇を改善しなければならないという事になって、予算がどんどん足りなくなっていくのかもしれませんが、やはり一般会計から持ち出してでも、お年よりの生活を手伝っているという大事な仕事ですから、なんとかその辺をこう町長サイドにでも要求してやろうとする気持ちはないのかどうか、ひとつお聞かせ頂きたい。

それと、共済費が減になっていますけど、そして臨時職員の分の共済費が出てこないのだけれども、雇用保険だとか社会保険なんかは、この減らしたけれどもその分入って、差引して減らしてあるのかどうか、それをちょっと。

○議長（吉田好宏議長）和風園長。

○和風園長（清水勝之園長）共済費の一番下の所に、社会保険料というのが増額32万5千円になっておりますので、それに対応しております。

○議長（吉田好宏議長）いいですか。それでは、質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第64号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第3、議案第65号。平成11年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園長。

○旭寿園長（高儀博幸園長）議案第65号。平成11年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について、平成11年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年12月14日提出。沼田町長。別冊の補正予算第2号、1頁をお開き頂きたいと思います。

（以下、別冊第2号を朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第65号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第66号。平成11年度沼田町国民健康保険特別

会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤幸一課長）議案第66号。平成11年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について、平成11年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年12月14日提出。沼田町長名でございます。別冊の補正予算をお願い致します。

（以下、別冊第3号を朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第66号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第67号。平成11年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）議案第67号。平成11年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について、平成11年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成11年12月14日提出。沼田町長名。別冊の補正予算、第3号の1頁をお開き下さい。

（以下、別冊第3号を朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番。

○8番（大沼恒雄議員）ちょっと1点だけ、12頁個別排水の関係なんですけども、工事請負費の4,514万8千円、これ何軒分と言ったかもう1度、教えてもらえます。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）当初50基分を予定してございましたが、平成11年度15基を工事施工致しまして35基分を減額させて頂いております。

○議長（吉田好宏議長）はい8番。

○8番（大沼恒雄議員）一再ー 35軒分という事なんです、50基のしたい人がいて、15基分しかつかなかったという事になりますと、35軒しなかったという事なんですけども、その、35軒のしなかった理由というものがもし分かれば教えて頂けますか。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）この事業を始めてから、継続して該当する方々に色々ご説明してきた訳ですけども、希望は高いんですけども、先ほど来議論されておりました農家の方々の経済情勢の悪化とか、色々ございまして希望はやりたいんですけどもという事はあるんですけども、実際には取りかかれないという事で、内容となっております。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○8番（大沼恒雄議員）一再々ー この個別排水の関係につきましては、例えば農家の方の環境整備というんですか、農村部の環境整備を目的としてやっていたんですよね、確かに今年は農家の方も全般的に悪い5億からの収入減があるという事なんですけども、環境整備という観点から言えば、もう少し町の方で例えば付けやすくする方法を考えて、発展させて頂ければと思うんですが、如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）沼田町には御存知のように、すずらん効果でたくさんの観光客がお見えになってきて頂いておりますし、そういう観点からも農村部も含めまして、環境に力を入れていかなければいけないという事で、担当課と致しましても、この後新年度に向かいまして、加入促進に努めていきたいと思いますが、放流管の工事負担区分を町側に、町費で持つとか色々出来る限りの事はやっていると思いますので、まだPRが足りない面もあるかと思いますが、これから来年に向かいまして力を入れて行きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第67号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第68号。平成11年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）議案第68号。平成11年度沼田町水道事業会計補正予算について、平成11年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年12月14日提出。沼田町長名。別冊の補正予算、第2号の1頁をお開き下さい。

（以下、別冊第2号を朗読、説明）

議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第68号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩を致します。

14時01分 休憩

14時20分 再会

○議長（吉田好宏議長）それでは、再会を致します。日程第7、議案第69号。団体営土地改良事業の施行についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）議案第69号。団体営土地改良事業の施行について、土地改良施設の適正管理を図るため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、次の土地改良施設の維持管理事業を行う。維持管理施設、幌新ダム。

平成11年12月14日提出。沼田町長名でございます。ここに、土地改良施設の維持管理事業を行うという事で、今現在、土地改良区が直接維持管理を行っておりますけども、これが次年度より、沼田町において管理を行う。その管理施設が幌新ダムでございます。

(以下、別紙資料内容を朗読、説明)

議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第69号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長)日程第8、議案第70号。幌新ダム管理に関する事務の委託に関する協議についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業振興課長。

○農業振興課長(矢野潔課長) 議案第70号。幌新ダム管理に関する事務の委託に関する協議について。地方自治法第252号となっておりますが、号を条に御訂正願いたいと思います。252条の14の規定により、幌新ダム管理に関する事務を別紙規約により北竜町から委託を受ける。

平成11年12月14日提出。沼田町長名でございます。この252条の14でありますけども、先ほど議決をいただきました関連でありますけども、幌新ダム水系の中に、北竜町が一部含まれます。この事によって北竜町から管理委託を受けて、その施設を管理する場合には規約を定めて管理をしなければならない。そういう規定でございます。1頁をお開き戴きたいと思います。

(以下、別紙規約内容を朗読、説明)

議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第70号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第71号。名誉町民の決定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長） 議案第71号。名誉町民の決定について。本町の町政振興に寄与された下記の者に対し、沼田町名誉町民の称号を贈りたいから、沼田町名誉町民に関する条例第3条の規定によって、議会の同意を求めるものであります。住所につきましては、沼田町南1条3丁目5番23号。名前につきましては、篠田久雄。生年月日、昭和4年 10月11日生まれでございます。篠田久雄氏の略歴等につきましては、別紙にございますのでご覧を頂きたいと思います。

平成11年12月14日提出。沼田町長。宜しくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）こういう個人の問題だけれども、やはり提案された事に対しては、それぞれ意見があると思うんです。ですから、質疑、応答をやってほしいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。7番。

○7番（橋場 守議員）私こういう政治に携わる人を、名誉町民にするというのはどうも腑に落ちないところがあるんです。というのは、私達は自ら立候補して、その仕事に携わって行く訳です。その中で特に、町長という事であれば反対の立場の、もし選挙になればそれぞれに票が分かれる訳ですよ。そういう関係からいうとやはり、政治に携わった人達を名誉町民にするのはどういうものかなと、こういうふうに考えるんです。ちょっと答弁しづらいかも分かんけれども、私はそんなふうに考えているんですがどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）議員さんが御存知のとおり、沼田町名誉町民に関する条例というのがありまして、その条例に基づき従来もそれぞれの御功績のあった皆さん方が、名誉町民に推挙され、議会の御決定を頂いておりますので今回も同じような考え方で提出をさせ

て頂きました。宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）それでは、議案第71号は、はい、討論。はい、7番。

○7番（橋場 守議員）私は反対をします。というのは、ただ4期16年やれば、それで名誉町民だという資格にはならないと思うんです。私は、考えてみれば随分、函物ばかり建てて、実際にはたとえば陶芸館の問題にしても、町民にとってとんでもない事をやっているなという部分がたくさんありましたし、そういう事からいうとやはり、ただ16年やったからという事で、功績としては私は認められないなという立場から反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）それでは、議案第71号は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。休憩を致します。

14時30分 休憩

14時31分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）議事日程の追加についてお諮り致します。只今、発議1件、請願1件、陳情1件について、追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第10、発議第2号、広報特別委員会の設置について。日程第11、請願第5号、農業経営再建対策に関する請願について。日程第12、陳情第4号、じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書の提出を求める陳情について。以上、日程に追加することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第10、発議第2号、沼田町議会広報特別委員会の設置についてを議題と致します。この際、本案の説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。発議第2号は、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。お諮り致します。ただいま、設置されました沼田町議会広報特別委員会、委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員は議長が指名することに決しました。お諮りいたします。本特別委員会の委員に、12番吉田俊一議員、7番橋場議員、14番杉本議員、3番室田議員、13番絵内議員を指名致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本特別委員会の委員は以上の通り、選任することに決しました。しばらく休憩します。休憩中に広報特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行って下さい。

14時34分 休憩

14時43分 再会

○議長（吉田好宏議長）それでは、再会致します。諸般の報告を致します。休憩中に広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告します。広報特別委員会委員長に橋場議員、副委員長に杉本議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

(請願の審査)

○議長（吉田好宏議長）日程第１１、請願第５号、農業経営再建対策に関する請願を議題と致します。本請願については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第５号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮りいたします。請願第５号は、採択すべきものとして決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本請願は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１２、陳情第４号、じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題と致します。本陳情については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第４号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮りいたします。陳情第４号は、採択すべきものと決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本陳情は、採択すべきものと決しました。休憩を致します。

14時46分 休憩

14時47分 再開

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、意見案等5件について、追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第13、意見案第15号、林政の基本問題に関する意見書案について。日程第14、意見案第16号、農業経営再建対策に関する要望意見書案について。日程第15号、意見案第17号、じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書案について。日程第16、閉会中の継続調査の申し出について。総務民教常任委員会、産業建設常任委員会。日程第17、閉会中の継続審査の申し出について、沼田高校間口対策特別委員会。以上、日程に追加することに決しました。

（意見案の一括審議）

○議長（吉田好宏議長）意見案の一括議題について、お諮り致します。この際、意見案第15号から第17号を一括して議題にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第15号から第17号は一括して議題とする事に決しました。日程第13、意見案第15号、林政の基本問題に関する意見書案について。日程第14、意見案第16号、農業経営再建対策に関する要望意見書案について。日程第15号、意見案第17号、じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書案についてを、一括して議題と致します。

提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論は省略すること

に決しました。意見案第15号から第17号を一括して採決致します。お諮りいたします。
本案は、原案どおり関係機関に提出することに決定して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり関係機関に提出することに決しました。

（決議案の審議）

○議長（吉田好宏議長）日程第21、決議案第2号、北海道教育大学岩見沢校の統合に反対する決議案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決議し、決議文を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおりの決議文を関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第22、決議案第3号、石炭対策及び産炭地域振興に関する決議案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決議し、決議文を関係機関に提

出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおりの決議文を関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１６、閉会中の継続調査の申し出書を議題と致します。本件は、各常任委員長から配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出であります。お諮り致します。本件は、申し出のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とする事に決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１７、閉会中の継続審査の申し出書を議題と致します。本件は、沼田高校間口対策特別委員会委員長から配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出であります。お諮り致します。本件は、申し出のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とする事に決しました。休憩します。

１４時５１分 休憩

１４時５２分 再会

（閉会宣言）

○議長（吉尾政春議長）再会を致します。以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

これにて、平成１１年第４回沼田町議会定例会を閉会致します。大変、ご苦労さまでした。

１４時５２分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員